

非常用電源設備設置等補助金制度

非常用電源設備の設置等を行う医療機関を対象に設備設置費用の一部を補助します。

1 補助対象者

札幌市内の病院及び診療所の開設者

2 補助対象設備

災害時・停電時等における医療機関の診療体制の確保及び入院患者等の安全確保のために必要な下記設備の設置または更新※に要する経費

品目	要件
非常用自家発電設備	非常の用に供する固定式又は可搬式の自家発電設備とする。
蓄電池	非常の用に供する、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置とする。

※ 性能が向上する場合に対象となります

3 補助金交付額

品目	出力・容量	補助経費	補助上限額
非常用自家発電設備	100kVA以上	設置または更新に要する経費※の3分の1	10,000千円
	1kVA以上		4,000千円
	1kVA未満		100千円
蓄電池	0.5kWh以上	設置または更新に要する経費※の3分の1	4,000千円
	0.5kWh未満		100千円

※ 設備と工事費の総額となります

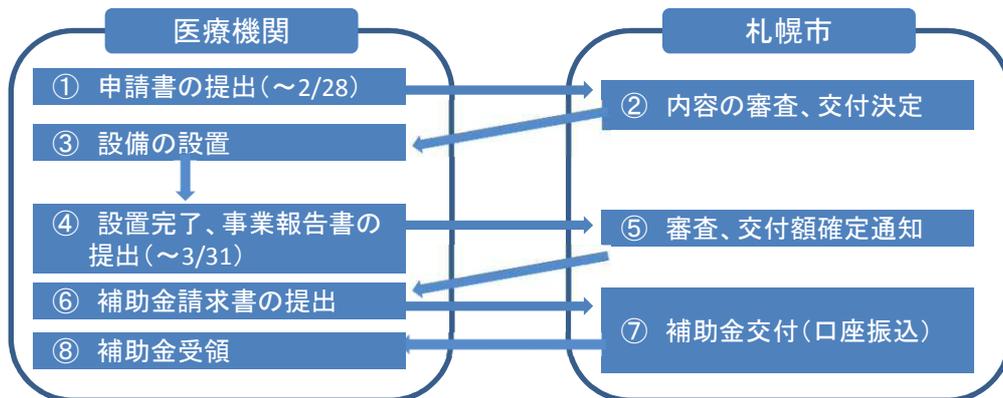
※ 他の補助金等がある場合、その額を除いた額となります

※ 医療施設以外の部分がある施設は、床面積により按分した額となります

4 申請受付期限

令和2年2月28日

5 申請から交付までの流れ



- ・ 工事の完了が令和元年7月5日から令和2年3月31日までの設備を今年度の補助対象とします。
- ・ 既に平成30年9月6日～令和元年7月4日の間に非常用電源設備等を設置等した施設については、個別に対応しますので、ご連絡願います。ただし、昨年9月6日の胆振東部地震以降に購入・契約したものに限りません。
- ・ 複数台又は自家発電設備と蓄電池の両方の設備の設置を予定している等、補助額について不明な点がある場合は、下記担当へお問い合わせください。
- ・ 工事の完了が令和2年4月1日以降になるものについては、令和2年度以降の補助対象とする予定ですので、次年度以降に申請をお願いいたします。

6 参考事例

▶ 参考事例①

非常用自家発電設備(150kVA)の場合

- 設置等に要した経費 : 40,000千円
- 他の補助金等の交付 : なし

$$\begin{aligned} \text{補助経費} &: 40,000 \text{千円} \times 1/3 \\ &\doteq 13,333 \text{千円} \end{aligned}$$

補助決定額 : 10,000千円(上限額)

▶ 参考事例②

非常用自家発電設備(80kVA)の場合

- 設置等に要した経費 : 12,000千円
- 他の補助金等の交付額 : 3,000千円

$$\begin{aligned} \text{補助経費} &: (12,000 \text{千円} - 3,000 \text{千円}) \times 1/3 \\ &= 3,000 \text{千円} \end{aligned}$$

補助決定額 : 3,000千円

▶ 参考事例③

蓄電池(2.5kWh)の場合

- 設置等に要した経費 : 1,300千円
- 他の補助金等の交付額 : なし

$$\begin{aligned} \text{補助経費} &: 1,300 \text{千円} \times 1/3 \\ &\doteq 433.333 \text{千円} \end{aligned}$$

補助決定額 : 433千円

▶ 参考事例④

非常用自家発電設備(0.9kVA)の場合

- 設置等に要した経費 : 158千円
- 他の補助金等の交付額 : なし

$$\begin{aligned} \text{補助経費} &: 158 \text{千円} \times 1/3 \\ &\doteq 52.666 \text{千円} \end{aligned}$$

補助決定額 : 52千円

7 提出先・お問い合わせ先

札幌市保健福祉局保健所医療政策課 (〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階)
TEL011-622-5162 FAX011-622-5168 担当:高橋・矢ヶ崎